

# 桜の聖母短期大学と南相馬市の相互友好協力協定書

第1条 桜の聖母短期大学と南相馬市(以下「両者」という。)は、相互発展のため、教育、福祉等の分野で援助、協力するために協定を締結する。

第2条 両者は次の事項について協力する。

- 一 生涯学習に関すること
- 二 保健福祉に関すること
- 三 男女共同参画に関すること
- 四 施設の相互利用に関すること
- 五 上記以外の事項については、両者間で協議するものとする。

2 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

第3条 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、桜の聖母短期大学又は南相馬市から異議の申し立てがない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

本協定書は2通作成され、いずれも正文である。

平成20年8月27日

桜の聖母短期大学

代表者 桜の聖母短期大学長

南相馬市

代表者 南相馬市長